

議案第六号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例について

三朝町職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

昭和四十二年二月一日提出



三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾貳年貳月壹日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十六条」を「第十五条」に改める。

第九条第三項本文中「六百元」を「千円」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十一条第二項ただし書中「千百元」を「千六百元」に、「五百円」を「とえるときは、五百円」を「八百円をとえるときは、八百円」に、「四百五十円」を「五百円」に、「五百円に満たないときは五百円」を「五百八十円に満たないときは五百八十円」に改め、同条第三項中「四百五十円」を「五百円」に「五百円」を「五百八十円」に改める。

別表第三及び別表第四をそれぞれ次のように改める。

別表第三 行政職給料表

職等の級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—	25.700	22.100	16.600
2	33.600	27.400	23.300	17.300
3	35.800	29.100	24.500	18.000
4	38.000	31.000	25.700	18.700
5	40.200	32.900	27.200	19.500
6	42.400	34.900	28.700	20.300
7	44.600	36.900	30.400	21.200
8	46.800	38.900	32.100	22.100
9	49.000	40.900	33.800	23.100
10	51.200	42.800	35.500	24.100
11	53.100	44.700	37.000	25.100
12	55.000	46.600	38.500	26.100
13	56.900	48.500	40.000	27.200
14	58.200	49.800	40.900	28.300
15	59.500	51.100	41.800	29.100
16	60.500	52.100		29.800
17	61.500	53.100		30.500
18	62.500	54.100		
19	63.500	55.100		

別表第四 医療職給料表

職等 号	務の級 給	1等級 給料月額	職等 号	務の級 給	1等級 給料月額
1		—	19		86.500
2		46.400	20		87.900
3		49.300	21		89.300
4		52.200			
5		55.100			
6		57.800			
7		60.500			
8		63.200			
9		65.900			
10		68.600			
11		71.300			
12		73.900			
13		76.500			
14		79.100			
15		80.700			
16		82.300			
17		83.700			
18		85.100			

附 則

(施行期日等)

1. この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

(特定の号給の切替等)

2. 昭和四十一年九月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給が行政職給料表の職務の等級の二等級一号給である職員の切替日における号給は、二号給とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。

(最高号給等の切替え等)

3. 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

4. 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち町長の定める職員のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（附則第七項において「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5. 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において町長の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号給等の基礎）

6. 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及び

これに基づく規則に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

7. 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

8. この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。